

令和元年松前町規則第12号

松前町保育の利用の調整及び保育措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年12月 2 日

松前町長 岡 本 靖

松前町保育の利用の調整及び保育措置に関する規則の一部を改正する規則

松前町保育の利用の調整及び保育措置に関する規則（平成27年松前町規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（利用申込み） 第3条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める日までに保育施設利用継続（新規） 申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。 （1）・（2）省略 （転園） 第4条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>は、年度の途中で転園を希望する ときは、保育施設転園申請書（様式第2号）により町長に申請しな ければならない。 （利用調整の対象） 第5条 利用調整は、支援法第20条第1項の規定による申請、第3条 の規定による利用申込み、前条の規定による転園申請又は以前の 利用調整の際に保育の利用を保留している保育の利用申込み（以 下「<u>教育・保育給付認定申請等</u>」という。）において一の保育施設	（利用申込み） 第3条 <u>支給認定保護者</u>は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める日までに保育施設利用継続（新規） 申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。 （1）・（2）省略 （転園） 第4条 <u>支給認定保護者</u>は、年度の途中で転園を希望する ときは、保育施設転園申請書（様式第2号）により町長に申請しな ければならない。 （利用調整の対象） 第5条 利用調整は、支援法第20条第1項の規定による申請、第3条 の規定による利用申込み、前条の規定による転園申請又は以前の 利用調整の際に保育の利用を保留している保育の利用申込み（以 下「<u>支給認定申請等</u>」という。）において一の保育施設

の利用を第一に希望する教育・保育給付認定子どもの数が当該保育施設の受入可能な年齢ごとの教育・保育給付認定子どもの数を超えているときに、当該保育施設の年齢ごとに行うものとする。

(指数の設定)

第6条 省略

2 次に掲げる事項に該当する場合には、その優先性を調整指数として別表第2のとおり定めるものとする。

(1) 省略

(2) 教育・保育給付認定子どもがひとり親家庭（両親が離婚調定中又は片親が行方不明若しくは拘禁中である場合を含む。）に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合

(3) 教育・保育給付認定子どもが生活保護世帯に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合

(4) 教育・保育給付認定子どもが障がい有者として、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合

(5)～(13) 省略

(利用の要請)

第8条 町長は、利用調整の結果、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「認定こども園等」という。）を利用することに決定した教育・保育給付認定子どもについて、当該認定こども園の設置者又は当該家庭的保育事業等を行う者（以下「認定こども園の設置者等」という。）に対して利用の要請を行うものとする。

(利用保育施設の通知)

第9条 町長は、利用希望を踏まえ利用調整及び利用の要請（以下

の利用を第一に希望する支給認定子どもの数が当該保育施設の受入可能な年齢ごとの支給認定子どもの数を超えているときに、当該保育施設の年齢ごとに行うものとする。

(指数の設定)

第6条 省略

2 次に掲げる事項に該当する場合には、その優先性を調整指数として別表第2のとおり定めるものとする。

(1) 省略

(2) 支給認定子どもがひとり親家庭（両親が離婚調定中又は片親が行方不明若しくは拘禁中である場合を含む。）に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合

(3) 支給認定子どもが生活保護世帯に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合

(4) 支給認定子どもが障がい有者として、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合

(5)～(13) 省略

(利用の要請)

第8条 町長は、利用調整の結果、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「認定こども園等」という。）を利用することに決定した支給認定子どもについて、当該認定こども園の設置者又は当該家庭的保育事業等を行う者（以下「認定こども園の設置者等」という。）に対して利用の要請を行うものとする。

(利用保育施設の通知)

第9条 町長は、利用希望を踏まえ利用調整及び利用の要請（以下

「利用調整等」という。)を行った結果、利用する保育施設が保育所に決定した教育・保育給付認定子どもにあつては教育・保育給付認定申請等を保育所への入所申込みとみなして保育所入所承認通知書(様式第3号)により、利用する保育施設が認定こども園等に決定した教育・保育給付認定子どもにあつては利用保育施設決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。この場合において、利用する保育施設が認定こども園等のときは、併せて認定こども園の設置者等に通知するものとする。

(利用の保留)

第10条 町長は、教育・保育給付認定申請等を受けて、利用調整等を行った結果、当該教育・保育給付認定申請等に係る教育・保育給付認定子どもについて保育が利用できないこととなったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る保育の利用を保留するものとする。

2 省略

3 町長は、保育の利用を保留した教育・保育給付認定子どもがある場合において、年度内に保育施設に空きが生じたとき、その他当該教育・保育給付認定子どもの保育の利用が可能となったときは、速やかに当該教育・保育給付認定子どもについて入所の手続を行うものとする。

(保育所の退所)

第11条 保育所を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者は、保育所から教育・保育給付認定子どもを退所させようとするときは、保育所退所届(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

「利用調整等」という。)を行った結果、利用する保育施設が保育所に決定した支給認定子どもにあつては支給認定申請等を保育所への入所申込みとみなして保育所入所承認通知書(様式第3号)により、利用する保育施設が認定こども園等に決定した支給認定子どもにあつては利用保育施設決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。この場合において、利用する保育施設が認定こども園等のときは、併せて認定こども園の設置者等に通知するものとする。

(利用の保留)

第10条 町長は、支給認定申請等を受けて、利用調整等を行った結果、当該支給認定申請等に係る支給認定子どもについて保育が利用できないこととなったときは、当該支給認定子どもに係る保育の利用を保留するものとする。

2 省略

3 町長は、保育の利用を保留した支給認定子どもがある場合において、年度内に保育施設に空きが生じたとき、その他当該支給認定子どもの保育の利用が可能となったときは、速やかに当該支給認定子どもについて入所の手続を行うものとする。

(保育所の退所)

第11条 保育所を利用する支給認定子どもの保護者は、保育所から支給認定子どもを退所させようとするときは、保育所退所届(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(保育施設からの届出)

第12条 第9条後段の通知書を受け取った認定こども園の設置者等は、当該通知に係る教育・保育給付認定子どもが次のいずれかに該当したときは、町長にその旨を届け出なければならない。

(1) 当該教育・保育給付認定子どもが入所を辞退したとき。

(2) 当該教育・保育給付認定子どもが退所したとき。

(保育の実施解除)

第13条 町長は、保育の利用をしている教育・保育給付認定子どもが、次のいずれかに該当するときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る保育の実施を解除するものとする。

(1)～(3) 省略

2 町長は、前項第1号又は第2号の規定により保育の実施を解除したときは、保育実施解除通知書(様式第7号)により教育・保育給付認定保護者及び保育施設(町立保育所を除く。)の設置者に通知するものとする。

(措置費用の徴収)

第15条 町長は、保育措置を決定したときは、法第56条第2項の規定に基づき、保育措置の対象となる当該小学校就学前子どもを教育・保育給付認定子どもとみなした場合における松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例(平成27年松前町条例第12号)第3条の規定による利用者負担額に相当する額を、保育措置に要する費用の本人負担金として当該教育・保育給付認定子ども又はその扶養義務者から徴収する。

2 省略

(保育施設からの届出)

第12条 第9条後段の通知書を受け取った認定こども園の設置者等は、当該通知に係る支給認定子どもが次のいずれかに該当したときは、町長にその旨を届け出なければならない。

(1) 当該支給認定子どもが入所を辞退したとき。

(2) 当該支給認定子どもが退所したとき。

(保育の実施解除)

第13条 町長は、保育の利用をしている支給認定子どもが、次のいずれかに該当するときは、当該支給認定子どもに係る保育の実施を解除するものとする。

(1)～(3) 省略

2 町長は、前項第1号又は第2号の規定により保育の実施を解除したときは、保育実施解除通知書(様式第7号)により支給認定保護者及び保育施設(町立保育所を除く。)の設置者に通知するものとする。

(措置費用の徴収)

第15条 町長は、保育措置を決定したときは、法第56条第2項の規定に基づき、保育措置の対象となる当該小学校就学前子どもを支給認定子どもとみなした場合における松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例(平成27年松前町条例第12号)第3条の規定による利用者負担額に相当する額を、保育措置に要する費用の本人負担金として当該支給認定子ども又はその扶養義務者から徴収する。

2 省略

別表第 2（第 6 条関係）

調整指数

要件	状況	指数
加算	省略	
	教育・保育給付認定子どもがひとり親家庭（両親が離婚調定中又は片親が行方不明若しくは拘禁中である場合を含む。）に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合	省略
	教育・保育給付認定子どもが生活保護世帯に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合	省略
	教育・保育給付認定子どもが障がいを持っていて、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合	省略
	省略	
省略		

様式第 1 号（第 3 条関係）

別表第 2（第 6 条関係）

調整指数

要件	状況	指数
加算	省略	
	支給認定子ども_____がひとり親家庭（両親が離婚調定中又は片親が行方不明若しくは拘禁中である場合を含む。）に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合	省略
	支給認定子ども_____が生活保護世帯に属し、かつ、その保護者が就労することが必要な場合	省略
	支給認定子ども_____が障がいを持っていて、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合	省略
	省略	
省略		

様式第 1 号（第 3 条関係）

保

省略

[illegible]

様式第2号（第4条関係）

保

省略

教育・保育 給付認定子ども (在園児)	省略				
省略					
省略					
省略					※1 教育・保育給付認定情報を記入してください。

省略

保

省略

支給認定子ども 〔在園児〕		省略																				
省略																						
省略																						
省略																						

※1 支給認定情報 _____ を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

保

省略

支給認定子ども (在園児)		省略				
省略						
省略					※1 支給認定情報_____を記入してください。	
省略						

省略

この規則は、公布の日から施行する。